

## ○奈良県警察職員の被服等の貸与に関する訓令

(昭和44年12月11日本部訓令第14号)

[沿革] 昭和48年3月本部訓令第10号、52年7月第11号、63年4月第11号、平成2年2月第3号、12月第19号、3年12月第21号、4年8月第24号、7年4月第17号、8年10月第16号、10年11月第17号、13年12月第23号、15年1月第2号、16年3月第3号、19年3月第11号、22年5月第11号、28年9月第19号、令和2年1月第1号、3年3月第9号改正

### (目的)

第1条 この訓令は、奈良県警察に勤務する一般職員（以下「職員」という。）のうち、特定の業務に従事する者に対する被服等の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (被貸与者、貸与品の品目等)

第2条 貸与品の貸与を受ける職員（以下「被貸与者」という。）の範囲並びに貸与品の品目、員数、貸与期間及び制式は、別表のとおりとする。

2 警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）は、特別の理由がある場合は、貸与品の員数を増減し、又は貸与期間を短縮することができる。

3 被貸与者が、休職、休暇等により長期間にわたって業務に従事しなかった場合は、その期間を貸与期間に含めない。

### (着用)

第3条 被貸与者は、勤務時間中貸与品を着用（着装を含む。以下同じ。）しなければならない。ただし、本部の課(所・隊・校)及び警察署の長(以下「所属長」という。)が承認した場合は、この限りでない。

### (保全)

第4条 被貸与者は、貸与品を常に清潔にして汚損又は亡失しないよう良好な状態で保たなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を譲渡し、若しくは貸与し、又は業務に従事するとき以外に使用してはならない。

### (返納)

第5条 被貸与者は、退職又は配置換え等により、その職務を離れたときは、貸与期間の満了しない貸与品を速やかに所属長を通じて施設装備課長に返納しなければならない。

### (貸与品の支給)

第6条 貸与期間を満了した貸与品は、これを被貸与者に支給することができる。

(亡失等の報告)

第7条 被貸与者は、貸与品を著しく汚損し、又は亡失したときは、速やかにその品目及び理由を所属長を通じて施設装備課長に報告しなければならない。

(弁償)

第8条 被貸与者は、故意又は重大な過失により貸与品を使用不能にし、若しくは亡失したときは、相当の代価を弁償しなければならない。

(補則)

第9条 編成された場合の奈良県警察音楽隊の隊員である職員の服制については、別に定める

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和45年1月1日から施行する。

(訓令の廃止)

2 技能労務職員の被服の貸与に関する訓令(昭和39年3月奈良県警察本部訓令第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令施行の際、現に貸与中の被服については、その貸与の日をもってこの訓令の規定により貸与したものとみなす。

(婦人少年補導員の設置、勤務等に関する訓令の一部改正)

4 婦人少年補導員の設置、勤務等に関する訓令(昭和38年5月奈良県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(婦人交通指導員の設置、勤務等に関する訓令の一部改正)

5 婦人交通指導員の設置、勤務等に関する訓令(昭和37年7月奈良県警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (昭和48年3月28日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年7月19日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和52年7月19日から施行する。

附 則 (昭和63年4月8日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年2月5日本部訓令第3号)

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 年 12 月 15 日本部訓令第 19 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 2 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 （平成 3 年 12 月 26 日本部訓令第 21 号）

この訓令は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 4 年 8 月 4 日本部訓令第 24 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 4 年 7 月 20 日から適用する。

附 則 （平成 7 年 4 月 28 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 （平成 8 年 10 月 17 日本部訓令第 16 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 8 年 10 月 17 日から施行〔中略〕する。

附 則 （平成 10 年 11 月 27 日本部訓令第 17 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 12 月 27 日本部訓令第 23 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式の用紙で現に残存するものについては、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成 15 年 1 月 21 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 3 月 19 日本部訓令第 3 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に貸与されている被服（この訓令による改正前の別表女子職員（交通巡視員、少年警察補導員及び用務員を除く。）の款に規定する被服をいう。以下同じ。）については、この訓令の施行の日から起算して 1 年間は、なお勤務時間中着用することができるものとする。

- 3 前項の規定は、貸与期間を満了した被服であって被貸与者に支給されたものについ

て、準用する。

附 則 （平成19年 3 月30日本部訓令第11号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成22年 5 月11日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年 5 月11日から施行する。

附 則 （平成28年 9 月26日本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 1 月17日本部訓令第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 1 月17日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月23日本部訓令第 9 号）

この訓令は、令和 3 年3月26日から施行する。

（別表省略）